

○特定分野専門職員給与規程

平成26年 1 月 1 日
平成25年度規程第18号

一部改正 平成26年 9 月30日平成26年度規程第12号
一部改正 平成27年 3 月31日平成26年度規程第56号
一部改正 平成28年12月28日平成28年度規程第27号
一部改正 平成29年 3 月15日平成28年度規程第36号
一部改正 2021年 8 月31日2021年度規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の特定分野の業務に従事し期間の定めのある職員（以下「特定分野専門職員」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 特定分野専門職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
- 二 諸手当
深夜勤務手当
プロジェクトマネジメント手当
通勤手当
- 三 賞与

(扶養手当)

第2条の2 有期雇用職員の無期雇用への転換に関する機構達（平成26年度機構達第23号）に基づき無期雇用転換を承諾された職員（以下「無期雇用転換職員」という。）については、前条の区分に加えて扶養手当を支給する。

(俸給の決定)

第3条 特定分野専門職員の俸給は、個人の専門能力、経験、担当する職務の複雑・困難及び責任の度合い等を勘案し、次の各号に定める俸給月額とする。

- 一 499,100円
 - 二 349,000円
- 2 特定分野専門職員のうち所定労働日数が週4日以下の者については、前項の定めに加えて所定労働日数を考慮して個別契約により俸給月額を定める。

(給与の支給日)

第4条 給与（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が特定分野専門職員就業規則（平成25年度規程第17号）第8条第2

号で準用する就業規則（平成15年度規程第8号）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 給与は、特定分野専門職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによつて支払うものとする。
- 3 法令等に基づき特定分野専門職員の給与から控除すべきものがある場合には、その特定分野専門職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

（給与の減額）

第5条 特定分野専門職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間の1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額を当該年における職員の1月の平均所定労働時間数で除した額とする。

（俸給の半減）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、特定分野専門職員が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置（以下「病気休暇等」という。）により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日（1日の勤務時間の全部を勤務しなかった日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合においては、第9条における俸給は当該半減後の額とする。

（日割計算）

第6条 月の途中で異動を生じたときの特定分野専門職員の俸給及びプロジェクトマネジメント手当の月額は、日割計算をもつて計算した額とする。

- 2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。
- 3 前項において、特定分野専門職員のうち所定労働日数が週4日以下の者については、その月の所定勤務日数を基礎として計算する。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（深夜勤務手当）

第7条の2 深夜勤務手当は、特定分野専門職員が22時から翌日の5時までに勤務した全期間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額を当該年における職員の1月の平均所定労働時間数で除した額とする。

(プロジェクトマネジメント手当)

第7条の3 プロジェクトマネジメント手当については、職員給与規程(平成15年度規程第3号)第18条の規定を準用する。

(通勤手当)

第8条 特定分野専門職員(所定労働日数が週4日以下の者を除く。)の通勤手当については、職員給与規程第19条の規定を準用する。

2 特定分野専門職員のうち所定労働日数が週4日以下の者については別に定める。

(扶養手当の支給)

第8条の2 第2条の2に規定する無期雇用転換職員に対する扶養手当の支給にあたっては職員給与規程及び職員給与規程に関する機構達(平成15年度機構達第5号)を準用する。

(賞与)

第9条 賞与は、年2回、6月1日及び12月1日(退職した特定分野専門職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する特定分野専門職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する特定分野専門職員のうち、次の各号の一に該当する特定分野専門職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者(特定分野専門職員就業規則第8条第11号で準用する就業規則第32条に該当する職員をいう)ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した時間がある特定分野専門職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 停職者(特定分野専門職員就業規則第8条第12号で準用する就業規則第34条第1項第4号の規定に該当する職員をいう。)

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額(個別契約により別に定める場合を除き、俸給月額とする。)に別に定める支給係数及び業績評価係数(一定期間における業績評価に応じた係数をいう。)を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

5 年度の途中で退職した特定分野専門職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

6 無期雇用転換職員の算定基礎額は、俸給及び扶養手当を合算した額とする。

(休職者の給与)

第10条 特定分野専門職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされた場合は、その休職の期間中、俸給額(以下「休職者給与基礎額」という。)を支給する。

2 前項以外の事由により特定分野専門職員が休職にされた場合は、次表に掲げる区分により休職者給与基礎額を支給することができる。

	休職の区分	支給期間	支給額
1	結核性疾患にかかり休職にされたとき	満2年に達するまで	休職者給与基礎額の100分の80
2	業務上の理由によらない傷病により休職にされたとき	満1年に達するまで	休職者給与基礎額の100分の80
3	刑事事件に関し起訴され休職にされたとき	全期間	休職者給与基礎額の100分の60
4	上記以外の事由により休職にされたとき	全期間	休職者給与基礎額の100分の100以内

(介護休業者等の給与)

第11条 特定分野専門職員が特定分野専門職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第12条 特定分野専門職員就業規則第8条第11号で準用する就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第9条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている特定分野専門職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある特定分野専門職員には、当該日数に係る賞与を支給する。
- 二 特定分野専門職員就業規則第8条第11号で準用する就業規則第32条の規定に基づき勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職及び死亡の場合の支給)

第13条 休職期間満了による退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第6条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月分の給与を支給することができる。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 施行日から平成26年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）に

においては、特定分野専門職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給月額の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下、「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給月額	割合
499,100 円	100 分の 9.77
349,000 円	100 分の 7.77

- 3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 第10条第1項及び同条第2項の表第1号から第4号の規定により支給される給与当該特定分野専門職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第10条第1項又は同条第2項の表第1号中支給期間が6ヶ月に達するまでに該当する場合前項に定める額
 - ロ 第10条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月を超え満3年に達するまでに該当する場合又は同項同表第2号前項に定める額に100分の70を乗じて得た額
 - ハ 第10条第2項の表第3号前項に定める額に100分の50を乗じて得た額
 - ニ 第10条第2項の表第4号前項に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第5条第2項、第11条及び第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第5条第2項の規定により算出した給与額から、俸給月額を当該年における職員の1月の平均所定労働時間数で除して得た額に当該特定分野専門職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 第2項、第3項及び前項の規定により計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする

附 則（平成26年9月30日平成26年度規程第12号）

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病気欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第56号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第27号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第36号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（2021年8月31日2021年度規程第12号）

この規程は、2021年9月1日から施行し、2021年7月1日から適用する。